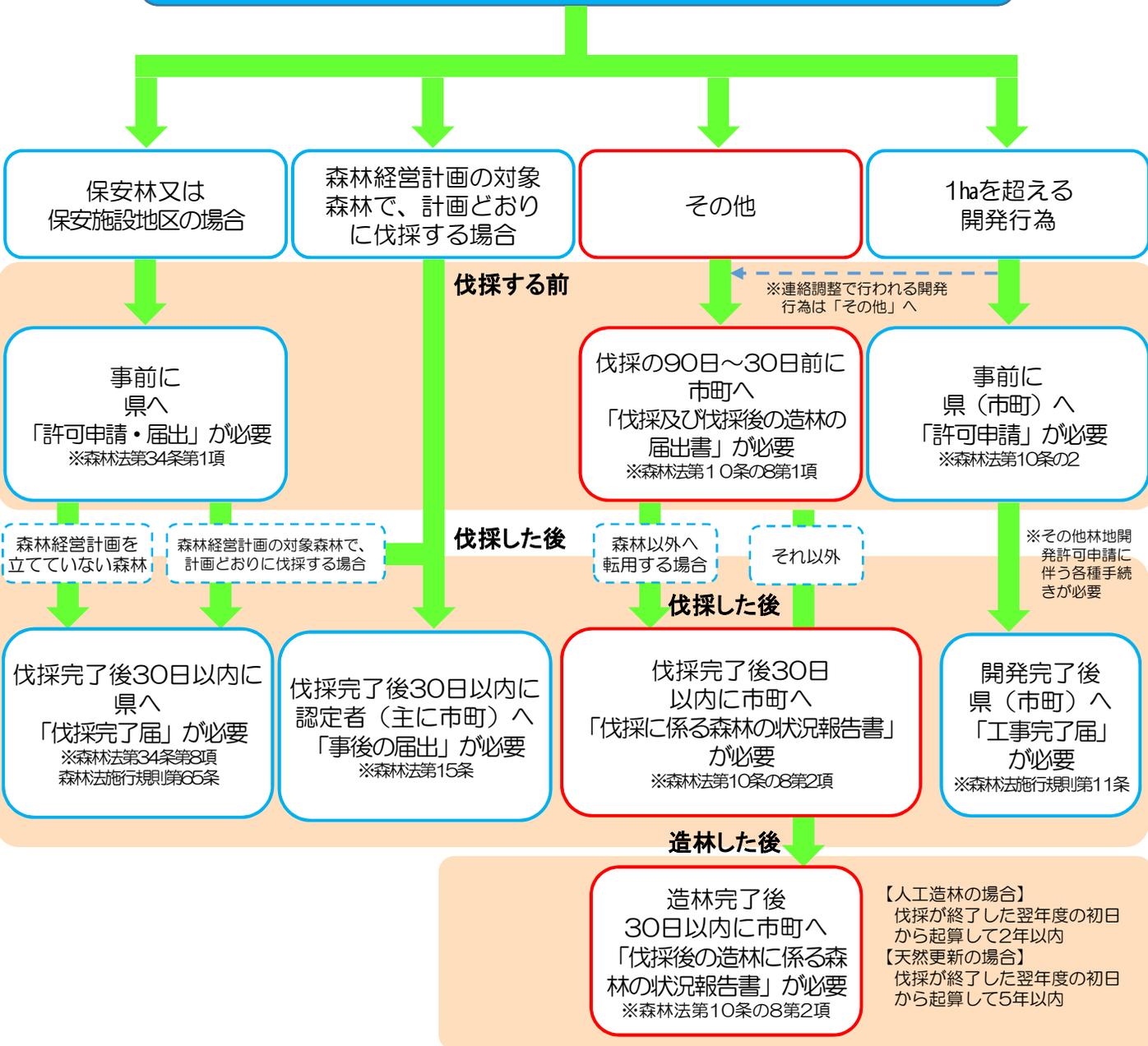


地域森林計画の対象となっている私有林（5条森林）の立木を伐採する場合には・・・

自分の所有する土地の森林であっても、地域森林計画対象森林内の立木を伐採するときには、立木を伐採する前に届出等が必要になります。（森林法という法律で規定されています。）詳細は以下のフロー図のとおりです。

地域森林計画対象森林内の立木を伐採するとき



■ 赤枠の「その他」の欄に該当する伐採を行う場合は、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出しなければならないことになっています。また、伐採が完了後に「伐採に係る森林の状況報告書」、伐採後の造林が完了後に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務づけられています。